

全公連だより

VOL. 13

令和4年1月1日発刊



霊山寺（四国八十八箇所霊場の第1番札所） 撮影者：徳島協会



全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

全公連だより VOL.13令和4年1月号 目次

1	年頭のご挨拶	2
	全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会 会長 榊原 典夫	
2	競争に対する理解の転換を急げ	3
	上智大学教授 楠 茂樹	
3	ブロック総会等報告	5
4	全国の各協会紹介	9
	【函館協会】【徳島協会】	
5	会務報告	11
	第2回研修会報告	
6	全公連ニュース	13
	令和3年度全国理事長会議の開催 会議経過及び今後の会議予定 全国のイベント・講演会等のお知らせ	
7	コラム【ハウキンの道草】	14
	皆さんは「筆界だけの専門医」なのか？ 元東京法務局長 寶金 敏明	
8	編集後記	17

年頭のご挨拶

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会 会長 榊原 典夫

協会社員の皆様、新年明けましておめでとうございます。まだまだコロナ禍の中ではありますが、ご家族様と団らんの一時をお過ごしとご拝察いたします。



平素は全公連の会務運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルスワクチンの2回目接種が全国で進み、年末には国民の約80%が接種済みとなり感染状況も急速に改善されたかに見えました。

しかし、昨年11月に新たにオミクロン株と云う今まで以上の感染力の強い変異株が登場し、すでに世界的に感染が広まっているとの情報が流れました。

我が国もオミクロン株に感染した入国者が確認され、この変異株の感染拡大が世界経済を下押しすると警戒感から一時株価も大きく値を下げて不安定な動きとなっており、変異株による第6波の到来と4回目の緊急事態宣言の発令も懸念されております。

協会社員の皆様におかれましては、お正月の初詣や新年会と、三密が避けられない状況下ではありますが、新たな変異株の感染に十分注意をして頂きたいと思っております。

さて、今年度からの2カ年事業として、加盟協会の会務運営と事業展開に有益な情報交換を行う場を設けるため、我々全公連執行部が、ブロック協議会単位において加盟協会役員の皆様からご意見ご要望等を直接伺うためのブロック出前研修会を開催する計画を予定しております。

一カ所目は1月14日、中部ブロック協議会において福井県にて開催、二カ所目は1月29日、四国ブロック協議会において香川県にて開催することになっており、全国のブロック協議会で順次予定しております。

すでに、中部ブロック協議会からは総務、経理など組織運営に係る質問や、地図作成作業の受託体制の改善、新規事業提案（未登記処理業務を含め里道水路等の表題登記業務）等の啓発を含め多くの課題が寄せられています。

早いもので、協会が公益法人へ移行して今年で10年を迎えようとしています。

協会役員も世代交代が進み、公益社団法人としてのコンプライアンスやガバナンスについて多くの悩みを抱えていることとご推察いたします。

各ブロック協議会の役員の皆様には大きなご負担をお掛け致しますが、開催趣旨をご賢察いただき、ご理解とご協力をお願いいたします。

今年も新型コロナウイルス感染症に負けることなく、日常生活の見直しを図りつつ、細心の注意を払い、「with コロナ」で会務執行に努めてまいりたいと存じます。

皆様方におかれましては全公連と協会組織の充実発展に、今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、新しい年が協会社員の皆様にとって、より良い年になりますようご祈念申し上げて、年頭のご挨拶といたします。



競争に対する理解の転換を急げ

上智大学法科大学院・法学部 教授(全公連顧問) 楠 茂樹

2021年10月、岸田文雄総理大臣はその所信表明演説で「新しい資本主義」に言及した。岸田首相は次の通り述べている。

「…信頼と共感の上に、私は、多様性が尊重される社会を目指します。若者も、高齢者も、障害のある方も、ない方も、男性も、女性も、全ての人が生きがいを感ぜられる社会です。」



「経済的環境や世代、生まれた環境によって生じる格差やそれがもたらす分断。これが危機によって大きくなっているとの指摘があります。同時に、我々は、家族や仲間との絆の大切さに改めて気付きました。」

多様性が重視され、誰もが生き甲斐を感じられる社会。格差のない社会。絆のある社会。こうした社会を実現する、あるいはこうした社会と整合する資本主義のことをどうやら「新しい資本主義」と呼んでいるようだ。岸田首相は、自民党総裁選挙の際(つまり首相に就任する前)、「成長と分配の好循環」による「新たな日本型資本主義」を目指すと述べており、それを「新自由主義からの転換」と表現している。

資本主義を批判する人々はよく、資本主義を新自由主義と半ば同視する。資本主義社会とは自己責任論の上にある弱肉強食の社会であり、公正や公平を著しく欠く社会だと批判する。それは半ば正しい。なぜならば資本主義社会とは競争社会だからだ。競争がある以上、勝ち負けがある。市場に(言い換えれば、消費者に)魅力のある、廉価な製品やサービスを提供できない事業者は淘汰されるというメカニズムだから、負け組になればどこかの事業者に従属するか退出するしかない。このプロセスを繰り返すと、結果、1%の富裕層(超大企業の経営者)と99%の貧困層(零細企業と労働者の大多数)が生まれると批判される。社会は分断され、差別と怨嗟に満ち溢れる。そういった無法地帯でなんでもありの競争社会のイメージが「新自由主義」という言葉に込められている。

しかし、市場における競争とは、市場に良質廉価な製品やサービスを提供することに向けられた競い合いなのだから、それ自体は好ましいものであるはずだ。競争を一律に否定してしまっただけはこれまで経済社会を支えてきた成長と繁栄の大きな要素を失うことになる。

問題なのは競争メカニズムそれ自体ではなく、そのあり方だ。現代における資本主義は、そもそも新自由主義への批判者が思うような何でもありの競争社会では決してない。例えば、独占禁止法は競争が「一般消費者の利益」「国民経済の健全で民主的な発達」に資するように「公正且つ自由な」ものにするのが謳われ、カルテルや入札談合を禁止する不当な取引制限規制、さまざまな類型の不正な取引方法規制などが定められている。知的財産や会社、労働法制も歴史の中で変化し、その時々ニーズに対応してきた。税制も同様である。

競争は万能ではない。競争しないことがむしろ社会にとって好ましい結果をもたらすこともある。機能する場合と、そうでない場合がある。そこを見極めることに焦点が当てられるべきだ。最近、こんな記事を見かけた(「独禁法運用、オランダが指針案——SDGs、カルテル適用外か、環境で足並み、判断難しく(真相深層)」日本経済新聞10月22日)。

世界的にSDGs(持続可能な開発目標)への流れが強まるなか、公正な競争を通じて消費者利益を守る独占禁止法の根本原則が見直しを迫られている。環境対策などで社会全体の利益のために企業が足並みをそろえると、カルテルとみなされかねないためだ。硬直的な独禁法の運用が公益を損なわないよう、欧州を中心に議論が始まった。

例えば廉価だが環境上好ましくない素材を利用することを取り止める申し合わせを事業者間で行えば、本来であれば自由市場が製品の品質やサービスの良し悪しを決めるところ、この手続を共同で妨げることになるのであるから、これは競争制限である。しかし、競争に任せていると勢い、環境上良くないが廉価な製品やサービスが選ばれてしまうことになるかもしれない。そこで独占禁止法の適用を除外したり、独占禁止法上の正当化を可能とするなんらかの解釈をしたりする必要が生じる。こうした動きが欧州で高まってきたというのである。競争が万能でないということを正面から認めた上での政策である。日本でもいずれ、独占禁止法上の「公共の利益」要件を舞台に、盛んに議論が交わされることになるだろう。

競争は万能ではなく、その事情に応じて、その適正なあり方が問われ、場合によっては競争を信頼しない場合すらある。それが競争の価値を追求する独占禁止法の基本姿勢である。

公共契約は、競争の理解という意味においては、最も遅

れている分野の一つとってよいかもしれない。国の契約を規律する会計法の基本的スキームは明治・大正期から変わっていない。競争入札、それも価格だけの競争を中心とし、その競争が好ましい結果をもたらすという信頼に支えられている。しかしどうだろう、過去においては、公共工事を典型として指名競争と入札談合のセットが半ば当たり前のものだったのではないか。品質確保のためには予定価格での落札は適正だ、といった理由で入札談合を合法としてしまった判決があるくらいである。その後、ゼネコンの談合決別宣言とほぼ同時期に、公共工事品質確保法が制定され、理念法ではあるが総合評価方式を原則化する大きな改革が行われた。つまり、過去においても現在においても、価格だけの競争が公共工事の分野では必ずしもよい結果をもたらさないという認識がなされてきたのではないだろうか。

しかし公共契約一般においては、一般競争、それも価格だけの競争が当たり前で、落札価格、落札率が低ければ低いほど望ましいという認識が今だに維持されており、公的発注機関はその基準で良し悪しを判断しようとする。競争の価値を何よりも重視する独占禁止法が競争を絶対視しないのにも拘らず、公共契約では競争が絶対視されることに筆者は強い違和感を覚える。確かに、会計法令には競争が不利になるような場合には競争によらない方式の利用を認めている。価格面だけの競争に問題があるのであれば、総合評価方式での競争入札も企画競争型の随意契約もあるはずだ。しかし発注機関は「例外」を嫌がる傾向が強い。なぜならば、例外には説明責任が伴うことになり、それが面倒だと思ふ心理が発注機関に働くからだ。値段が上がるイコール無駄遣いになるという理解が条件反射的なものとなってしまい、あるいは批判を恐れて萎縮してしまっている。この状態を打破するには、国全体での変革が必要だ。

競争に対する妄信が基礎にある新自由主義からの脱却を目指すというのであれば、現政権の新しい政策の重要なターゲットの一つは公共契約であるべきだ。不用意な価格競争が調達対象の品質を低下させ、コストをかけ日々精進する業者よりも廉価で落札し、場合によっては手抜きへの対応をするプロ意識に欠ける業者を優遇し、悪貨が良貨を駆逐するような事態が生じれば、それはまさに新自由主義の弊害というべきものではないだろうか。担い手の育成と確保の必要性、雇用促進と地域振興の必要性、格差の是正と豊かな生活に向けた取り組みの必要性は、公共契約に係るさまざまな分野に共通のものではないだろうか。もちろん、競争がどのように機能するかは、ケースバイケースであって、確かに価格競争に馴染む分野もあるだろう。重要なのは、どのような分野にどのような競争が馴染むのか、を見極めることである。

そういった観点からの公共契約改革を岸田政権の目玉

政策にしてもらいたい。振り返ると過去の「事業仕分け」は乱暴なアプローチから支出削減を目指すものであったが、これからはなされるべき「公共契約の仕分け」では、安ければそれでよいという偏った競争像、市場像から、いいものにはいい値段を払うという自由市場の本来のあるべき姿の積極的な追求へと、その方針を転換してもらいたい。公共契約には、随意契約という品質に対する強い信頼を基礎にした手続がある。随意契約が妥当する「競争が不利になる」場合の再検討。「現場の声に真摯に耳を傾ける」という岸田首相には筆者は大いに期待している。

(了)



ブロック総会報告

○関東ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士 協会連絡協議会

第35回通常総会

- ・開催日時:令和3年10月29日(金)15時開会
- ・開催場所:web開催
- ・出席者:構成員総数35名中35名(内委任状出席22名)
- ・ご来賓:なし

開催に先立ち物故社員に対する黙とうを捧げ、薄根孝副会長による開会宣言に続き、越智眞琴会長からの挨拶がありました。議長に越智眞琴会長が就任して、総会の成立を宣言したのち、以下の議案について審議が行われました。

- 第1号議案「令和2年度事業経過報告承認の件」
- 第2号議案「令和2年度収支決算報告承認の件」
- 第3号議案「令和3年度事業計画(案)承認の件」
- 第4号議案「令和3年度収支予算(案)承認の件」
- 第5号議案「役員選任の件」

全議案について、慎重審議が行われ、全議案が賛成多数により可決承認されました。議案の審議終了後、茨城協会樋熊崇一理事長が閉会の辞を述べたのち、越智眞琴会長による閉会宣言があり、無事に第35回通常総会は終了しました。

なお、コロナ禍のため、今年度の総会もwebによる開催となりました。また、毎年、慣例として総会の翌日に実施している研修会については、今年度も開催を見送りました。

○近畿ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士 協会連絡協議会

通常総会報告

奈良協会 理事長 森本 英利

1. 開催の日時および方法

日時 2021年10月8日(金)午後3時

方法 「Zoom」による web 開催

2. 出席者数 23名

【総会概要】

前回に引き続きコロナウィルスの感染拡大に考慮して、対面を避け、来賓を招待せず Zoom による Web 開催としました。

定刻、大阪協会西谷俊治副理事長が司会となり開会し、物故者への黙祷、横山幸一郎会長による開会の辞と続き、その後、司会者が議長の選任を会場に諮ったところ「司会者一任」となりましたので、和歌山協会の長岡史郎副会長が議長に京都協会の南育雄副会長が副議長に就任し、以下の議案について審議が行われました。

- 第1号議案「2020年度事業報告承認の件」
- 第2号議案「2020年度収支決算承認の件」
- 第3号議案「2021年度事業計画(案)承認の件」
- 第4号議案「2021年度収支予算(案)承認の件」

上記の内容について報告が行われ、全会一致で承認されました。

続いて、第5号議案「役員改選の件」について審議が行われました。

執行部横山会長より近公連会則に則り会長1名、副会長5名、幹事2名の選任についての議案説明のあと、事前の理事長会議により以下のとおり候補を選出している旨を上程しました。

- 会 長 森本英利(奈良協会理事長)
- 副会長 船原大弘(大阪協会理事長)
- 副会長 宮坂雅人(京都協会理事長)
- 副会長 堀次夫(兵庫協会理事長)
- 副会長 中野正章(滋賀協会理事長)
- 副会長 吉田秀幸(和歌山協会理事長)
- 監 事 西谷俊治(大阪協会副理事長)
- 監 事 青木道人(兵庫協会副理事長)

上記、候補について選任を議場に諮ったところ全員異議なく承認可決されました。

新会長森本英利より就任の挨拶があり、議長、副議長は全議案の終了を確認し、出席者へ協力の礼を述べて議事の終了を宣言しました。

最後に大阪協会船原大弘理事長が閉会の辞を述べて総会は終了しました。

○中部ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士 協会連絡協議会

令和3年度通常総会報告

令和3年6月18日(金)にWeb方式により開催しました。

昨年度の総会は各県協会1名が参集して開催しましたが、本年度は完全Web方式、21名の参加での開催となりました。

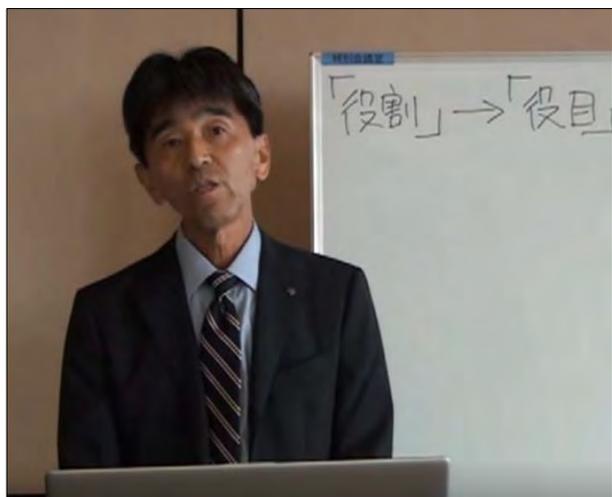
議長選出、議事録署名者の選任につづき
報告事項の令和2年度事業経過報告
審議事項の第1号議案「令和2年度収支決算報告」
第2号議案「令和3年度事業計画」
第3号議案「令和3年度収支予算」
第4号議案「任期満了に伴う役員改選」

について審議が行われ、いずれも全会一致で可決承認されました。

最後に、来期は石川協会において参集型で開催できることを祈念して閉会しました。

通常総会終了後に、各県協会にて新規受託のきっかけとなった事例を取り纏める「きっかけづくり委員会」の委員会報告並びに前中嘱連会長である伊藤秀樹全公連副会長の「公嘱協会の役目」と題する講演を拝聴し識見を高めました。

なお、講演は研修などに役立つため、DVDに録画して各県協会に配布しました。



伊藤秀樹全公連副会長

○中国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

第33回通常総会

日時:令和3年9月24日(金)午後2時
場所:Web開催
出席者:15名(うち委任状出席2名)

中公連の通常総会につきましては、今年度は役員改選の年ということもあり、集合して開催できる方法を探ってま

いりましたが、開催予定地の広島県に緊急事態宣言が発令されている状況を鑑み、昨年同様Web開催と決定いたしました。

通常総会では、まず岡山協会・中村輝治会長からの冒頭挨拶ののち、山口協会・渡邊英雅全公連理事よりご挨拶をいただきました。

引き続き議案の審議に移り、第33期事業報告並びに収支決算報告承認の件、第34期事業計画案並びに収支予算案審議の件、いずれも慎重審議の上、原案どおり承認されました。

続いて役員改選の件について審議がなされ、島根協会・門脇浩泰理事長が中公連会長を引き継ぐことが承認されました。

総会終了後は、意見交換会が行われ、「14条向けソフトについて」、「一括発注の受注体制について」、「入札方式について」など議論が交わされました。

来年こそ、直接顔を合わせて通常総会を開催したいところではありますが、同様の状況が続いていることも考えられます。今後もWeb会議等を活用して、連絡・連携を取ってまいります。



○九州ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

第34回通常総会議事録

日時 令和3年10月15日(金)13:00~14:30
場所 Webによる総会

出席者 会長 松尾 努(福岡協会)・副会長 佐久間博文(大分協会) 監事 西 英孝(鹿児島協会前理事長)・宮脇成芳(長崎協会) 平野 実(佐賀協会)・樫下真人(宮崎協会)・島袋裕二(沖縄協会) 近藤 聡(熊本協会)・原田昭文(鹿児島協会)

1. 開会の言葉 佐久間副会長

2. 会長挨拶 松尾会長
3. 議長 佐久間副会長
4. 議事録作成者 松尾会長
議事録署名人 平野理事長(佐賀協会)
5. 報告事項
・松尾会長が総会資料に基づき、令和2年度の会務報告及び事業報告がなされた。
○事業報告についての質問はなかった。
6. 審議事項
- 第1号議案 令和2年度収支決算承認の件
・佐久間博文副会長より第1号議案令和2年度収支決算承認の件について、総会資料に基づき説明、提案された。
・引き続き、西監事より収入・支展会計事務について厳密に監査した結果、業務は誠実に執行されており財務処理等関係書類は適正に処理されている旨の監査報告がなされた。
●全員賛成により、提案のとおり承認された。
- 第2号議案 令和3年度事業計画(案)承認の件
・松尾会長より令和3年度事業計画について、総会資料に基づいて説明、提案された。
質疑
(平野理事長)
14条地図作成作業の入札における価格証明は統一されているのか。
(花本全公連副会長)
全国で統一されたものはない。各県、各区域で単独で決定されていると思う。
●全員賛成により、提案のとおり承認された。
- 第3号議案 令和3年度収支予算(案)承認の件
佐久間博文副会長より令和3年度収支予算(案)について、資料に基づいて説明、提案された。
(松尾会長)からの補足説明
研修費を例年並みに70万円の予算を組んでいるが、コロナの影響で繰越金が増加しているため、理事長会、担当者会議及び研修会を増やし70万円を超えることもあり得る。
●全員賛成により、提案のとおり承認された。
- 第4号議案 役員改選の件
松尾会長から、次のとおり会長、副会長、監事選出の提案がなされた。
会長 松尾努(福岡協会)
副会長 佐久間博文(大分協会)
監事 宮脇成芳(長崎協会)
●全員賛成により承認可決された。
- 第5号議案 次期総会開催地決定の件

議長より、次期総会の開催地をどこにするのかを議場に諮った。

・近藤理事長(熊本協会)より熊本県の開催で了承された。

(次期総会は、令和4年10月14日(金)の予定)

●熊本協会で開催されることに全員賛成により、承認可決された。

7. その他

(宮脇理事長)

「コロナの影響で、理事長同士が顔をつき合わせての会合ができていない。各県協会の問題点も話し合いたいので、是非近いうちに対面式での理事長会を行いたい。また、担当者会議も実施したい。皆様の考えはいかがか?」との提案あり。

・全員が賛成し、次のとおり決定した。

○ 第2回理事長会 日程:11月3日(祭日)

場所:福岡市

議長は、他に審議・協議事項はないか議場に求めたが、他に何もなかったので、議案審議は終了した。

8. 閉会の言葉 宮脇新監事が閉会を宣言した。

○東北ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

第34回東北ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会通常総会

東公連 幹事 八巻 真人

去る令和3年11月12日に第34回東北ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会通常総会が開催されました。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、総会構成員のみで開催されました。

また、総会席上にて、東公連を支えていただいた浅野敏夫前会長(前宮城協会理事長)及び舟山幸雄前副会長(福島協会前理事長)に東公連会長から感謝状が贈呈されました。



浅野敏夫前東公連会長



舟山幸雄前東公連副会長

【総会概要】

東公連 西條宗夫幹事の司会進行のもと、東公連鈴木洋一会長が挨拶し、総会の構成員を紹介しました。鈴木洋一会長を議長とし、議事が進行されました。

◇報告事項

1. 第33期会務報告の件……東公連 八巻真人幹事より報告
2. 第33期収支決算報告の件……東公連 八巻真人幹事より報告

◇議事

1. 事業計画及び収支予算案の件

東公連田中正平幹事より議案書の内容について詳細に報告がなされ、質疑応答ののち全会一致で承認された。

2. その他

次回担当会確認の件について、議長より秋田協会との提案があり、秋田協会小笹壽郎理事長の同意を得て、全会一致で承認されました。

◇閉会のことば

次期開催協会の秋田協会小笹壽郎理事長により閉会の挨拶があり、総会次第がすべて終了いたしました。

○四国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

四国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

四公連 会長 大西 一正

令和3年度(第35回)定時総会

開催日時 令和3年10月2日(土)13:30~

開催場所 徳島県土地家屋調査士会館2階会議室より Web 配信

本年も四国においては例年通り四公連(四国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会)総会を開催いたしました。コロナ禍における状態のため、Web配信での開催となりましたが、徳島協会さんにてご準備いただき、無事に開催することが出来ました。出席者は各単位協会等各々の場所から参加致しました。

議案については滞りなく、報告及び承認をいただくことが出来ました。このようなWeb配信の年度もあっていいと思いますが、やはり、集合しての開催が必要であると感じました。次年度は高知協会さんでの開催を予定しています。現在の状況が落ち着き、気持ちよく開催出来ることを楽しみにして、準備を行いたいものです。

本年度の総会開催までに至る諸準備にご尽力いただきました徳島協会の皆様、そして、Web配信での参加を含めた四協会の皆様に感謝を申し上げます。

ありがとうございました。



全国の各協会紹介

○函館協会

函館協会は、函館駅より徒歩10分程度の場所にある「桐朋会館」の3階にあります。函館土地家屋調査士会と同じフロアで、事務局2名体制で両会を兼務しております。当協会の受託関係については、嘱託登記等、登記所備付地図作成作業（2年目作業、1年目作業）を受注しております。



事務局外観

社員数は、22名、役員は代表理事をはじめ、副理事長1名、理事4名、監事2名で構成されています。

さて、函館と言えば、今年も全国の魅力度ランキング2位と観光の名所として知られているのはご存じかと思います。やはり北海道函館と言ったら100万ドルの夜景で知られる函館山。夜景で有名ですが、昼間の景観も圧巻です。



昼間の函館山からの風景

後は、函館元町にあるベイエリア「金森レンガ倉庫」、函館朝市の「どんぶり横丁市場」の豪華海鮮丼。一度は食べた事があるという人が多いと思います。活いか

釣り堀も目玉で、自分で釣ったイカをさばいてもらい、その場で食べる醍醐味は格別です。イカゴロも絶品ですよ。後、函館と言ったら、函館しおラーメン。北海道では、札幌が味噌ラーメン、旭川が醤油ラーメンと各地で食べるラーメンは、ラーメン党であれば是非食べ比べしてほしいです。

新型コロナウイルス感染も収束になりつつありますが、まだまだどうなるかわからない状況なのが現実です。少しずつ旅割も回復になり旅行もできるようになってきましたので、ぜひ函館に来ていただき、名所探索美味しい物を沢山堪能して頂きたいと思います。

○徳島協会

〈協会の紹介〉

徳島協会は、令和3年11月1日現在、86名と1法人の社員で構成されています。

県内を7地区に分けて活動しており、昨年度の受託実績は、約8割が県や各地区の市町村の案件であり、地域のニーズに応える体制を整えています。例年であれば、各種研修会や高等学校への出前授業などの自主事業を行っていたのですが、新型コロナウイルス感染防止対策の「三密」を避けるため中止となりました。

〈事務局の紹介〉

当協会の事務局は、JR徳島駅から西に徒歩10分の線路近くで、徳島県土地家屋調査士会館の1階にあります。常勤職員2名が日常業務に従事しており、社員のサポートをして頂いています。



事務局内部

〈徳島県の紹介〉

徳島県は、四国の東側に位置しており古くから大阪、兵庫からの四国の玄関口としての位置づけにあります。現在は、明石大橋、淡路島、鳴門大橋の高速道路で陸続きになり、容易に往き来できる事から、たくさんの方に来県頂いています。



大鳴門橋と渦潮

ご存じの方も多いと思いますが、大日本沿海輿図全図を作った伊能忠敬の第6次調査隊も徳島の北西にある鳴門市北灘町の基浦（ごのうら）に上陸し、四国の測量をしたとの記録が残っています。当時は、番所があって商人や八十八ヶ所のお遍路参りの巡礼者の出入りをチェックしていたそうです。



伊能忠敬上陸の基浦

徳島の観光地といえば、鳴門の渦潮、大歩危（おおぼけ）峡、祖谷（いや）のかずら橋、最近では、徳島県出身の歌手米津玄師さんの紅白歌合戦の中継地となった大塚国際美術館が有名です。

また、夏の風物詩阿波踊りも有名ですが、今年は、コロナウイルスの蔓延で中止となり静かなお盆でした。食べ物では、なんと言ってもモスダチ、徳島市にある眉山の見えないところでは実がならないとの俗説

があるくらいの地元の特産品です。他にも、さつまいも（鳴門金時）、わかめ、味付けのり、半田そうめん、徳島ラーメン等がお土産には人気があります。

ワクチン接種率の向上と新しい生活習慣の定着でコロナウイルス感染者が減少しつつあります。元の生活に戻ったあかつきには、是非徳島に来て頂きたいと思います。



大歩危峡（おおぼけきょう）



祖谷（いや）のかずら橋



大塚国際美術館

会務報告

○ 令和3年度第2回研修会報告

◆ 令和3年10月22日(金) 令和3年度第2回研修会

緊急事態宣言が解除された後ですがコロナ禍での計画であったため、Webによる開催となりました。Web開催とはいえ全国から約100名の参加がありました。巷は衆議院選挙の真っただ中です。総理大臣も代わり、コロナも落ち着いて、新しい時代が来るのかと、これからの公嘱協会に希望と使命を感じさせる研修でした。

研修内容は1部が實金先生の講演、2部が公益社団法人岐阜協会からの業務提案です。



Web配信会場風景

研修①

講演「地籍の要としての表題登記～我が国の問題状況と大変革への動きの加速～」

講師 弁護士 實金敏明氏

日本は戸籍が非常にクリアーである。ほぼ全ての国民を網羅しており、しかもその正確性は極めて高い。一方で地籍は次の(1)と(2)の相乗効果により現在の地籍簿(土地登記簿+法14条地図)は真実を半ばしか表せておらず、大量相続時代の登場により不十分な状態に拍車を掛けている。



實金講師

(1) 地籍編製事業の頓挫と縦割行政

内務省の地籍編製事業(明治7年発足・予算不足で頓挫)は、土地の境界を明確ならしめて紛争を予防することが目的なのに対し、大蔵省の地租改正事業の地図作り(明治6年発足)は課税対象の全ての土地につき課税資料を獲得するために課税対象の土地を正確に把握するこ

とが目的である。そうだとすれば、地図作りを一本化した方が理にかなうのだが、別々に作り始めてしまった。



實金講師講演

(2) 徹底した意思自由の原則の採用

明治維新政府によって作られた民法は、徹底した「意思自由の原則」が採用された。意思主義の立法では、相続しない自由、相続しても登記しない自由が認められている。

しかしながら、平成30年6月「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」をはじめとして、地籍を抜本改革するための法制がようやく登場してきた。

令和元年5月「所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」

令和2年「土地基本法の一部を改正する法律」

令和2年4月「第7次国土調査事業十箇年計画」スタート(令和2年～11年度)

令和3年法律24・25号(民法改正等=「所有者不明土地抑制法」)

- ・登記の確実な履践のための不動産登記制度の見直し
 - ・相続人に相続登記の申請義務付け(不登76条の2=164条1項)
 - ・相続土地国庫帰属制度の創設
- 今後5年内程度の見直し
- ・法務省による、登記官の筆界調査の手法の改訂(令和4年中)
 - ・所有者不明土地管理制度の創設
 - ・管理不全土地管理制度等の創設
 - ・相続登記の義務化

今後5年内程度の見直し

- ・登記所と市町村の住基ネットワークシステムとの連携、戸籍情報連携システムの整備等による職権的な変更登記や住所等の変更登記の申請義務化がスタートする。

以上により、長期相続登記未了土地の解消等がより効率的に行われることとなり、地籍簿の作成の促進が図られる。これからは相続登記の義務化にしても、地籍簿の作成にしても、現在の登記官の数では全く手が足りない。司法書士、土地家屋調査士あるいは公嘱協会も大いに活躍できる場があると思われる。



Web 配信風景

研修②

公益社団法人岐阜協会による業務提案

公益社団法人岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 副理事長 上村重徳氏

令和2年の土地基本法の改正により地方公共団体の責務が明文化されました。

国及び地方公共団体の責務(第7条)

土地所有者等による適正な土地の利用及び管理を確保するための必要な措置(地籍調査等)を講ずるよう努めるものとする。



上村講師講演

このように、管理者としての責務が大きくなることとなった法改正の背景において、地区計画業務の事業は長期に渡り業務発注ごとに街区調査、官民境界確認を行っているため調査測量の重複が懸念される状況です。また、土木調査課への公共用地の境界確認申請の件数が多いため職員の負担が大きく、手続の処理に時間が掛かっています。

そこで公益社団法人岐阜協会からは、次の2つを業務として提案します。

(1) 官民境界補助業務について

・外部委託(アウトソーシング)における効果
(2) 公共用物の表題登記について

・地区計画事業に係る測量資料を利用した法定外公共物の表題登記及び管理道水路の地積更正登記

公嘱協会では現行の不動産登記法から数値(世界測地系による組成)による財産管理を啓発しています。境界確定資料のデータの一元化は必須であり事業費の軽減に大きく貢献することができます。ここで派生する成果は「地籍調査」、「災害復興」、「基盤整備」等で必ず後世に生かされる資料となります。



今回の研修を通して、現在はちょうど法改正の過渡期です。我々公嘱協会は更なる研鑽を重ねて進化していかなければなりません。大変貴重な研修でありましたことをここにご報告し、講師の両名に心より御礼を申し上げます。

(全公連理事 高橋宏明)

1. 令和3年度全国理事長会議開催案内

12月27日に開催した第9回理事会で審議した結果、令和3年度全国理事長会議は以下の日程により開催することとなりました。

日 程 令和4年2月14日(月)13時15分～
15日(火)正午

開催場所 ホテルメトロポリタンエドモント
2階「万里」

1日目は、日本土地家屋調査士会連合会会長と全国土地家屋調査士政治連盟会長からご挨拶、講演①「仮題：協会におけるインボイス 税理士 森下靖也氏」、②「仮題：所有者不明土地問題について 衆議院議員 井林たつり氏」、会務報告などを予定しています。

2日目は、全国の理事長による意見交換会「仮題：公益法人たる協会の組織運営について」などを予定しています。

なお、今後のコロナ禍の影響により内容等に変更が発生する場合がございますのでご了承願います。

(広報委員会)

2. 会議経過及び今後の会議予定

令和3年

10月22日	第6回理事会(東京開催、一部Web開催)
10月22日	第2回研修会(Web開催:エドモントホテルからの配信)
11月11日	第2回広報委員会(キングダイとの打合せを含む:東京開催、一部Web開催開催)
11月30日	第7回正副会長会議(Web開催開催)
12月7～10日	第7回理事会(書面決議)
12月10日	第1回企画担当打合会(Web開催開催)
12月14～15日	第3回広報委員会
12月16日	第8回正副会長会議(東京開催、一部Web開催開催)

12月17～20日	第8回理事会(書面決議)
12月27日	第9回理事会(Web開催)

令和4年

1月13日	第1回地図作成研修実施委員会(Web開催)
1月14日	中部ブロック出前研修会(福井開催)
1月18日	第9回正副会長会議
1月29日	四国ブロック出前研修会(香川開催)
2月13～14日	第10回理事会
2月14～15日	全国理事長会議

3. 全国のイベント・講演会等のお知らせ

日程	テーマ、主な講師等	主催
2月4日	○講演会「地籍調査のもう一つのカタチ 国土調査法第19条第5項の制度と実務」 第1部 講師:国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課 調査第一係長 三浦友恵氏、整備推進第一係長 橋本栄治氏 第2部 講師:愛知協会 常任理事 牛田成孝氏	三重協会

※お問い合わせは主催協会へ

イベント記事のご紹介を頂きました協会にお礼申し上げます。

今後も全国の各協会・ブロックの活動を紹介させていただきますので、ご参考にしていただければと考えております。皆様の地元協会のイベント情報をお寄せください。

(広報委員会)



皆さんは「筆界だけの専門医」なのか？

元東京法務局長 弁護士 寶金 敏明

1 皆さんは、「筆界科」の専門医？

興味がないとおっしゃる方もいらっしゃるが、前にもお伝えしたとおり、業法の第1条に使命規定が置かれた意味は、決して小さくない。拙老の場合、自治体職員を相手に境界問題その



他の講義を行っているが、「境界の専門家は、官であれば登記官、民であれば土地家屋調査士だ」あるいは「土地家屋調査士は境界の専門医だ」と常に言っている。

ところで、専門家の際たるものは、医師であろう。内科（薬害訴訟を含む）、外科、整形外科、産科、小児科、眼科 etc. 医療過誤訴訟を数多く経験して来た拙老は、実務家としての医師は、相当困難な仕事だと、つくづく感じている。拙老は今、命に関わりのない皮膚の難病に取りつかれている。当初は気軽に近所の町医者を訪ねたが、初老の医師は私を2～3回診た後、自分の手に負えないから大学病院に行けと言った。大学病院の皮膚科では、珍しがって、3人の医師が合議を組み、私の裸体をジロジロ見て感心している。3人とも女性だ。さんざん検査等を行った挙句、何も分からず、症状も変わらないまま2年が過ぎた。その時点で、担当の美人医師は、私を見放した。症状固定ゆえ、町医者で治療を続けろという。

今度は、職場近くの町医者に行くこととした。そこでも美人医師が指名された。ところが、彼女は、私の裸を見るなり、自分は美容皮膚科以外の知識は乏しいので、この症状を治す力量がない。駅一つ離れたところの町医者は、大変な実力者だから、そこに行けという。皮膚科の専門医と言いながら、皮膚科の病気を治せないのかと呆れたが、確かに「美容〇〇科」の医師の多くは、〇〇科の専門医とは言えないようだ。

幸い、町医者から推薦を受けた隣駅の町医者は、かなりの達人らしい。これまでのたらい回し医師の手法とは全く異なった施術をするという。これまで

の医師は、大学病院医師を含め、ネットで獲得できる程度の話しかしていなかったが、この医師は新しい知見についての論文も書いているという。拙老は症状の重さのお蔭でビップ待遇なのか、他の患者と異なり、診察時間も分単位で指定され、現在、快速に通院中だ。

2 皆さんは「境界科」の専門医ではないのか？

土地家屋調査士法1条は、皆さんを「筆界科」の専門医だという。本当にそうなのだろうか？筆界を含めた「境界」全般を調査・判断しなければならないのだから、「境界科」のはずだ。例えて言えば「胃腸内科」ではなく、「内科」なのだ。現に土地家屋調査士作成のパンフや雑誌には、ほぼ例外なく「境界の専門家」「境界のスペシャリスト」などと記述されている。

以下の手順で考えるならば、皆さんが所有権界と筆界の双方を診察対象とし、それらとの関係で行政界や公物管理界をも調査・判定する「境界科」の専門医であることは明快であろう。

依頼者側の最もありふれた動機としては、自宅の敷地を売却したいという類型がある。平均的な土地家屋調査士が業務を受託する類型としては、恐らく第一位なのであろう。

その類型の場合は、所有権界と筆界との双方をしっかりと確認しない限り、土地の買い手は満足しないはずだ。土地家屋調査士は、売主が所有者として占有する範囲を実測で確認し、その成果と筆界との整合性を確認・調整しつつ登記申請手続を進めなければならない。

理屈を言えば、所有権界（＝所有権の及ぶ範囲のヘリの部分）が確定しない限り、売却土地の地積すら明らかとならず、土地売買の目的を達することができない。そうすると、土地家屋調査士は、少なくとも「所有権界科」の専門医でなければならないことになる。

加えて、このプリミティブな類型では、土地家屋調査士が調査すべきは、所有権界の他、登記を見据えた筆界の調査も必須となる。この類型が土地家屋調査士業務の典型例だとすれば、土地家屋調査士は

「所有権界科」と「筆界科」の双方の専門医でなければならぬことになろう。加えて、本日の主題とは外れるが、行政界、道路区域界、公物管理界などの知識を持ち合わせていないと、境界を正しく判定することはおぼつかない。

もっとも「所有権界なんて、プロが調査しなければ分からないなどというシロモノではないから、所有権界調査のプロという概念は成立し得ない、それゆえ「所有権界科」などというものはあり得ない」との議論があり得るかも知れない。

3 所有権界と筆界とを峻別する立法の登場

議論のヒントとなり得るのが、改正土地基本法の次の規定だ。

(土地所有者等の責務)

第六条 土地所有者等は、第二条から前条までに定める土地についての基本理念(括弧書き略)にのっとり、土地の利用及び管理並びに取引を行う責務を有する。

2 土地の所有者は、前項の責務を遂行するに当たっては、その所有する土地に関する登記手続その他の権利関係の明確化のための措置及び当該土地の『所有権の境界』の明確化のための措置を適切に講ずるように努めなければならない。

この点、同法13条が、適正な土地の利用及び管理の確保を図るための措置として、「国及び地方公共団体は、(中略)良好な環境の形成又は保全、災害の防止、良好な環境に配慮した土地の高度利用、土地利用の適正な転換その他適正な土地の利用及び管理の確保を図るため、土地の利用又は管理の規制又は誘導に関する措置を適切に講ずるとともに、同項の計画に係る事業の実施及び当該事業の用に供する土地の『境界』の明確化その他必要な措置を講ずるものとする」と規定しているのと対照的だ。

改正土地基本法のように、「所有権界」と「境界」とを峻別している立法例は珍しい。同法では、どういう訳か、土地所有者の責務としては所有権界の明確化のみを定めていて、意図的に筆界を除外している。素直に読む限り、筆界判断は登記官や土地家屋調査士などのプロに任せるほかはないとの発想であろうか? たぶん、そう解するのが自然であろう。さらに、事業主体が明確化すべき「境界」が、仮に「筆界」に留まるとすれば、所有権界をないがしろにして事業を遂行して構わないとの規定となってしまう、憲法29条3項に違反してしまう。それゆえ、ここ

に言う「境界」は、「所有権界と筆界の双方」(通常は、所有権界兼筆界)を指すものでなければならない。

4 土地家屋調査士の高い判断能力は所有権界等にも及ぶはず。

①世の中には山林の所有権界だけを争う類型も無数にある。その時は、係争地の地形、地相、林相、樹木の年齢、植樹の間隔、枝払い等の管理状況、取付け道路の状況、境界木さらには古図の調査、古老の証言等を総合的に判断する能力が要求されるが、素人には難しく、土地家屋調査士こそその能力に長けている。

②分筆登記業務の延長として、所有権を扱うこと、例えば、共有物の分割案を作成すること、分割線上に境界標を設置することは、土地家屋調査士の通常業務の範囲内と言える。地役権の範囲の案ないし地役権図面の作成も、筆界そのものを扱うものではない。

③ベテラン土地家屋調査士の言によれば、工場財団の目録の作成、あるいは立木の範囲の調査も、筆界とは無縁の業務であるという。

5 筆界調査のためには隣地に入れない?

拙老が、土地家屋調査士の専門医としての業務範囲にこだわっている理由の一つに、令和3年法律第24号(いわゆる民法・不動産登記法改正法)による改正民法209条2号の解釈論がある。

新法は、土地の所有者は、「境界標の調査又は境界に関する測量」という目的のため必要な範囲内で、隣地を使用することができる、と規定するに至っている。

同規定で定める「境界」とは、土地家屋調査士としては、「所有権界兼筆界あるいは、両者に不一致がある場合には、所有権界と筆界の双方」を指す、と主張するのであろう。双方の境界を専門分野とする土地家屋調査士としては、当然のように思われる。

ところが、上記新法の解釈論において、「筆界確定」の目的では隣地に立ち入れないとする見解がある(七戸克彦「改正民法・不動産登記法」26頁。もっとも、民-民で裁判外において「筆界確定」をすることは、そもそもできない。七戸教授のおっしゃりたいのは、地積更正登記等の際に登記官が求める民-民の「筆界に係る認識の一致の確認」の目的という意味であろうか)。しかし、そうなると、仮に土地所有者は「筆界」の専門家に過ぎないとした場合、土地家屋調査士は、土地所有者の補助(履行補助者)

として「筆界」調査のため隣地に立ち入れることは許容されないことになるのか？

所有権界調査のためだけでなく、「筆界」調査のためにも「他人の土地」に立ち入ることが必要な場合がある。そのことは、筆界特定調査に関する不動産登記法137条を引き合いに出すまでもなく、明確だ。

隣地所有者は、所有権界確認のために隣地に立ち入る権利を有する。

これに対し、土地家屋調査士は、筆界の専門家に過ぎないので、例え土地所有者の履行補助者としてであっても、「筆界」調査のための民地立入りはできない???

とんでもない！…反論は長くなる。紙面が尽きたので、今回はこれまでとしたい。

(了)



編集後記

全国各地から冬の便りが届くようになった今日この頃（師走上旬）、朝晩だけでなく日中も肌寒さを感じる季節になってきました。筆者の住む山口市は、積雪はするものの2、3日もすれば山蔭を除いてほぼ融けてしまうのであまり影響はありませんが、豪雪地域にお住いの調査士の皆さんは立会や測量作業の進捗が思うようにいなくなる季節なのではないでしょうか。

そんなリモートワークとは程遠い現場作業が必須な日常調査士業務とは違い、Vol. 9から始まったコロナ禍におけるリモートでの全公連だより編集作業も早いものでVol. 13となりました。当初は手探りだったリモートでの作業も、5冊目ともなると編集委員も手際がよくなり、現状にもずいぶん慣れてきました。

ところで、この「リモートワーク」というヤツ、定型の作業を行う分にはいいと思いますが、新たなアイデアや工夫は生まれにくいように思います。大きくとらえれば共同作業なのですが、結局のところ個人作業の積み重ねになってしまいがちです。

企画会議や編集会議は現状可能な限りWeb会議で行っているのですが、従来の顔を合わせての会議の際は、議事録には載らないような雑談の中から新たな気付きやアイデア、思いもよらなかった問題点が表面化するなどの経

験が幾度もありました。ところがWeb会議だと会議の雰囲気にもよりますが、司会者と発表者、質問者が発言し、その他の出席者はただ視聴するだけということになってしまい、合いの手を入れることや雑談の類はしづらく、それこそ議事録記載のとおり淡々とした会議内容となりがちであることは、Web会議に参加経験のある方ならおわかりいただけるのではないのでしょうか。

新型コロナの感染者数もある程度落ち着きを見せてはいますが、新型コロナの根絶はほぼ不可能である以上、コロナ禍前と全く同じ状態に戻ることはできないと思います。そんなコロナ後の組織運営において、オンライン会議やリモートワークをただやみくもに導入するのではなく、効率性を求めればよい事務处理的な会議はオンラインで行い、創造性や多様な意見を求められる会議は出来るだけ顔を合わせて行う等の使い分けが重要になるのではないかと思います。

広報委員全員が膝をつき合わせてあーでもないこーでもない議論できる日が一日も早く訪れる事を祈りつつ本日も在事務所にて記事校正中の、編集委員の戯言でした。

（広報委員 渡邊 英雅）

お願い

「全公連だより」へ掲載できるイベント・講演会等の情報提供、知っとく情報への掲載記事、投稿写真、論文、意見発表など募集いたします。

詳しい募集要領は事務局にお問い合わせください。

また、「全公連だより」へのご感想、意見をお寄せください。

（広報委員会）

令和4年1月1日発行
全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会
〒112-0013 東京都文京区音羽1丁目15番15号
シティ音羽2階 205号
Tel (03) 5976-6761 Fax (03) 5976-6762
HP アドレス <http://www.zenkoren.jp/>
担当: 広報委員会